

II. コロンビア

1. 商標法の動向等

コロンビアでは、2012年8月29日からマドリッド協定議定書（以下、「議定書」という。）が発効している¹。

コロンビアは、アンデス共同体加盟国²であるため、アンデス共同体決議（以下、「決議」という。）が、国内法として適用される³。

コロンビアの産業財産権制度については、商標、特許、意匠に関する制度を規定する決議486号及び著作権に関する制度を規定する決議451号が適用される。

コロンビアでは、行政規則として Unique Circular (Circular Única) が存在する。Unique Circular の10節 (titulo X⁴) において、商標等の知的財産の監督機関業務に関する規則が存在し、これにより決議486号が調整されている。

コロンビアを領域指定した国際登録出願の取扱いについては、コロンビア商工監督局 (Ministerio de Desarrollo Economico, Superintendencia de Industria y Comercio (SIC)) により発行された Resolution 50120, 2012 が存在する。当該 Resolution は、上記 Unique Circular の10節に修正を加えるものであり、当該 Resolution により、国内商標に関する規定がコロンビアを領域指定した国際登録出願に適用される。

なお、決議486号の英訳は、世界知的所有権機関（以下、「WIPO」という。）が提供する WIPO Lex⁵から、日本語訳については、日本国特許庁が提供する諸外国の法令・条約等のウェブサイト⁶から閲覧することができる。

¹ Ley No. 1455, 2011 では、コロンビア国内にマドリッド協定議定書を適用し(同1条)、必要な措置を講じる旨(同2条)が規定されている。

² アンデス共同体加盟国としては、コロンビアの他に、ペルー、エクアドル、ボリビアが存在し、コロンビアと同様、アンデス共同体決議が適用されている。

³ より詳しくは、コロンビア議会、司法及び政府機関等は、超国家法(supranational laws)により、当該決議に反する法律等を制定することができない。そのため、コロンビア国内では、決議にて決定されていない(be silent)事項についてのみ規定されている。

⁴ Contenido TITULO X PROPIEDAD INDUSTRIAL (SIC): <http://www.sic.gov.co/sites/default/files/normatividad/122018/Titulo%20X%20Propiedad%20Industrial.pdf> (アクセス確認: 2019年2月8日)

⁵ WIPO Lex (Colombia) (WIPO): Decision No. 486 Establishing the Common Industrial Property Regime <https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/9451> (アクセス確認: 2019年2月8日)

⁶ 諸外国の法令・条約等(日本国特許庁): https://www.ipo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm (アクセス確認: 2019年2月8日)

2. 標章の定義

標章とは、市場において商品や役務（「サービス」を意味する。以下、同様とする。）を区別することができるものをいい、図的表現が可能な標章については登録することができる（決議 486 号 134）。

団体標章（collective marks）とは、団体が、商品又は役務の出所や他の一般的な特性について、商標権者の管理下において標章を使用し、他の団体と識別されるために供する標章をいう（決議 486 号 180）。

証明標章（certification marks）とは、その質や他の特質が商標権者によって証明（認証）された商品又は役務に付されることを意図した標章をいう（決議 486 号 185）。

3. 出願時の留意点（方式要件等）

国際登録出願においてコロンビアを領域指定する場合、次の点に留意する。

（1）保護の対象となる標章

保証標章（guarantee marks）以外の標章が、保護され得る。

例えば、以下の標章は、登録され得る。

- ・ 語又は語の組み合わせ（決議 486 号 134(a)）
- ・ 画像、肖像、記号、図形、ロゴタイプ、モノグラム、ポートレート、ラベル、紋章及び盾形紋（決議 486 号 134(b)）
- ・ 音響及び匂い（決議 486 号 134(c)）
- ・ 文字及び数字（決議 486 号 134(d)）
- ・ 輪郭の色又は色の組み合わせ（決議 486 号 134(e)）
- ・ 商品の形状、容器又は包装（決議 486 号 134(f)）
- ・ これらの標章又は要素のいずれかの組み合わせ（決議 486 号 134(g)）

（2）標章の説明に関する要件

標章が、色彩のみからなる標章（color mark）、立体標章（shape mark）、触覚標章（tactile mark）又は匂いの標章（smell (scent) mark）の場合は、その標章の説明を記載しなければならない。

なお、標章が、音響標章（sound marks）の場合は、音響データを暫定的拒絶通

報への応答の際に、提出する必要がある⁷。

(3) 団体標章及び証明標章に関する追加的要件

暫定的拒絶通報への応答の際に、以下の書類について、提出する必要がある⁸。

①団体標章 (collective marks)

国際登録出願の名義人 (以下、「名義人」という。) は、団体標章出願を行う場合、団体標章の使用を規定する規則を提出しなければならない。なお、当該規則は、スペイン語で提出されなければならない。

また、名義人は、出願書類に団体標章である旨を明記し、以下の a) から c) を含める必要がある (決議 486 号 182)。

- a) 団体標章登録出願を行う組合、組織、又は団体の規則の写し
- b) 団体構成員のリスト
- c) 団体商標が商品又は役務に関連して使用されるべき条件と形式の表示

②証明標章 (certification marks)

名義人は、証明標章出願を行う場合、以下の事項を含む証明標章の使用を規定する規則を提出しなければならない (決議 486 号 187)。

- a) 名義人の証明によって保護される商品又は役務の特定
- b) 標章の存在によって保証される特徴の定義
- c) 標章の使用の認可前後にどのように当該特徴が確認されるかについての説明

(4) 分類

コロンビア商工監督局 (SIC) では、現行のニース国際分類 (Nice Classification) が適用されている (決議 486 号 151)。

なお、ニース国際分類の類見出し (Class Headings) をそのまま利用することはできないが、ニース国際分類の個々の用語を用いることは認められている。

許容される指定商品及び指定役務の用語については、WIPO 国際事務局が提供する Madrid Goods and Services Manager (MGS)⁹にて確認することができる。

(5) 文字

標章が非標準文字からなる場合であっても、その文字の意味等について説明が求

⁷ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

⁸ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

⁹ MGS(WIPO): <https://webaccess.wipo.int/mgs/> (アクセス確認: 2019年2月8日)

められることはない。

(6) その他

以下の具体的要件についても求められる。

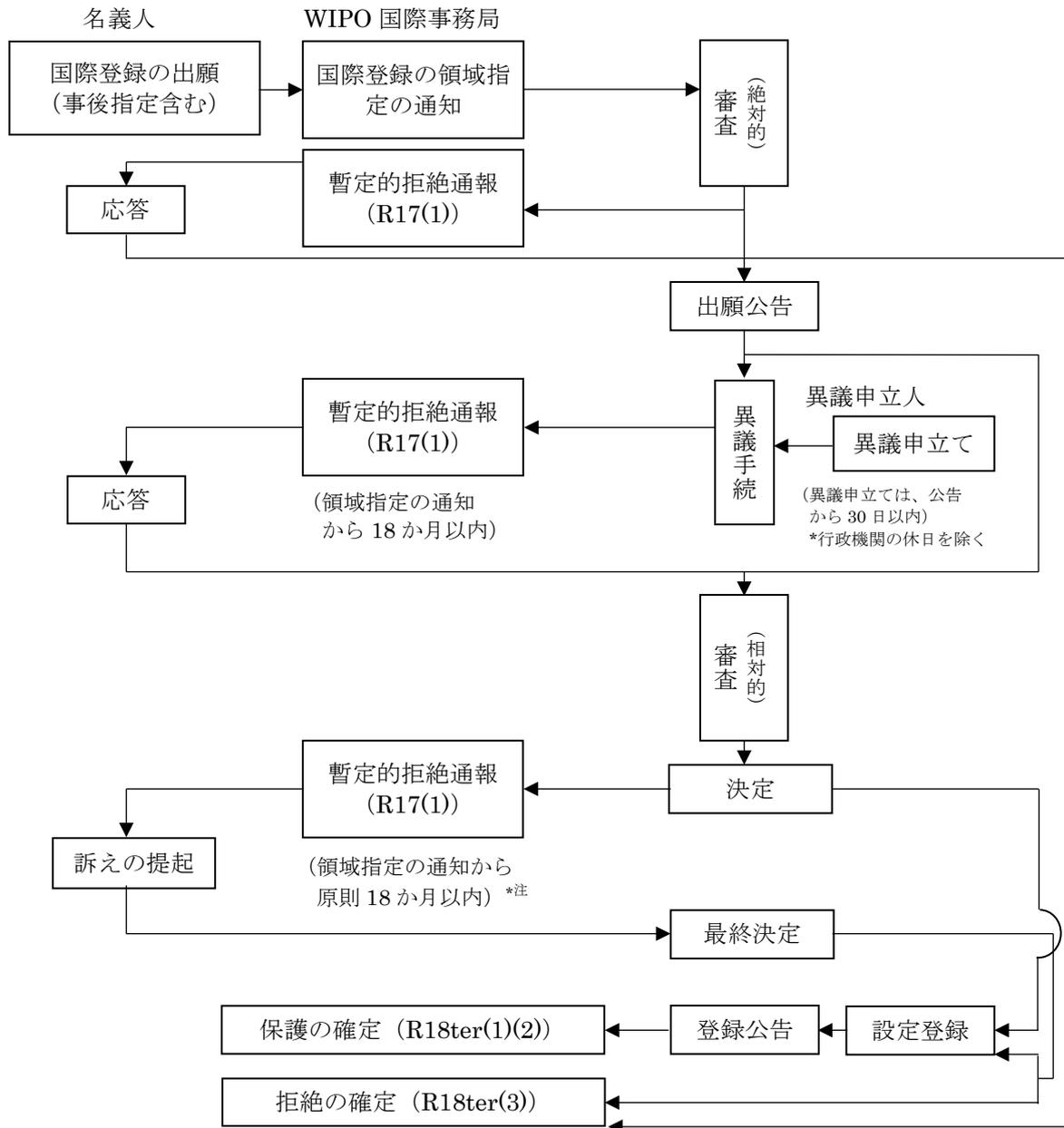
- ・色彩の主張（その標章に色彩の要素が存在する場合）
- ・名義人の法的性質の表示

なお、標章の使用意思については、要求されていない。

4. 審査

(1) 審査の概略

コロンビア商工監督局（SIC）における審査の概略は、次のとおりである。



※注: R16(1)・・・標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則（以下、「議定書共通規則」という。）16(1)の例外適用あり

※ R17(1)・・・議定書共通規則 17(1)
R18ter(1)(2)(3)・・・議定書共通規則 18 の 3(1)(2)(3)

コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局からコロンビアが領域指定された旨の通知を受け取ると、当該国際登録を対象とし、国内法に基づく出願と同様、絶対的拒絶理由（決議 486 号 134、同 135）に該当するか否かについての審査を行う。

絶対的拒絶理由の審査後、国際登録が絶対的拒絶理由に該当する場合は、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を行う。

一方、国際登録が絶対的拒絶理由に該当しない場合は、コロンビア商工監督局（SIC）は、当該国際登録について出願公告を行う（決議 486 号 145）。

出願公告後、30 日以内に第三者により異議申立てがなされる可能性がある（決議 486 号 148）。

当該異議申立てがなされると、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を行う（決議 486 号 148）。

当該異議申立てがなされなかった場合、コロンビア商工監督局（SIC）は、国際登録を対象とし、国内法に基づく出願と同様、相対的拒絶理由（決議 486 号 136）に該当するか否かについての審査を行う。

国際登録が相対的拒絶理由に該当する場合は、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を行う。

暫定的拒絶通報の応答期間（延長期間を含む）内に、名義人が暫定的拒絶通報に応答しない場合、コロンビアにおいて、当該国際登録は拒絶される。

一方、国際登録が上記拒絶理由に該当しない場合、又は名義人の応答により当該拒絶理由が解消した場合、コロンビア商工監督局（SIC）は、当該国際登録について、商標権の設定登録を行う。

設定登録後、コロンビア商工監督局（SIC）は、当該国際登録について、登録公告を行う。その後、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対し、保護認容の声明（議定書共通規則 18 の 3(1)(2)）を送付する¹⁰。

¹⁰ 議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく通知の発出については、マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(平成 30 年版)(日本語仮訳)(日本国特許庁): パート B 第 II 章:国際手続 26.01、26.02

(2) 審査内容

コロンビア商工監督局 (SIC) は、国際登録が、絶対的拒絶理由 (決議 486 号 134、同 135) 又は相対的拒絶理由 (決議 486 号 136) に該当するか否かについての審査を行う。

①絶対的拒絶理由

国際登録が、次に掲げる絶対的拒絶理由に該当するか否かについて審査される (決議 486 号 135)。

- ・ 標章の定義 (決議 486 号 134) に該当しない標章 (決議 486 号 135(a)、同 134 柱書)
- ・ 識別性に欠ける標章 (決議 486 号 135(b))
- ・ 商品若しくは包装のありふれた形状、又は、当該商品若しくは役務に特有の本質若しくは機能により決定付けられる形状若しくは特徴のみからなる標章 (決議 486 号 135(c))
- ・ 商品若しくは役務に機能的若しくは技術的利点を提供する形状又はその他の要素のみからなる標章 (決議 486 号 135(d))
- ・ 商取引において、質、量、目的、価値、原産地、若しくは製造時期を記載する目的、又は、記号若しくは記述が用いられる商品又は役務に関して、商品又は役務を称える表現を含めて、他のデータ、特徴、又は情報を開示する目的を果たす、記号又は記述のみからなる標章 (決議 486 号 135(e))
- ・ 商品若しくは役務の総称的な又は技術的な名称である記号又は記述のみからなる標章 (決議 486 号 135(f))
- ・ 当該国 (コロンビア) の日常言語若しくは用法に関する商品又は役務について一般的でありふれた名称となったもののみからなる標章 (決議 486 号 135(g))
- ・ 特定の形状を与える区分なしに、分離した色彩からなる標章 (決議 486 号 135(h))
- ・ 商品又は役務の出所、本質、製造方法、特徴、若しくは品質、又はそれらの目的の適合性について、業界又は公衆を欺くおそれのある標章 (決議 486 号 135(i))
- ・ 保護された原産地名称を複製、模倣、又は包含し、その使用が、名称との混同、若しくは名称を連想させる危険性、又は、評判を悪用するおそれのある標章 (決議 486 号 135(j))
- ・ ワイン及び蒸留酒の保護された原産地名称を含む標章 (決議 486 号 135(k))
- ・ 標章が付される対象の商品や役務に関して、混同を生じるおそれのある国内又

及び 26.06 参照

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/kisoku/document/mpro_guide/part_b2.pdf (アクセス確認: 2019 年 2 月 27 日)

は外国の地理的表示を含む標章（決議 486 号 135(l)）

- ・ 法的資格を有する当局の許可なしに、標章又は標章の要素として、紋章、旗、記章、又は国家に採択された支配や権限を示す公式な記号やマーク、及び紋章としてのそれらの模倣、及び、国際機関の紋章、旗、他の記章、国際機関の名称、又はその短縮された名称を複製、又は模倣した標章（決議 486 号 135(m)）
- ・ 技術基準に適合していることを示す表示を複製又は模倣した標章。ただし、加盟国において基準及び質の要件を決定する国内の団体によって申請された場合を除く（決議 486 号 135(n)）。
- ・ 加盟国内外で保護されている植物の種類の名を複製、模倣、又は包含する標章。ただし、標章がその植物の種類に関連した商品や役務に用いられるよう意図されている場合、又は、そのような使用がその植物の種類との混同や連想を招くおそれがある場合に限る（決議 486 号 135(o)）。
- ・ 法律、道徳、公序良俗の秩序、又は適切な慣例に反する標章（決議 486 号 135(p)）

上記絶対的拒絶理由のうち決議 486 号 135(b)(e)(f)(g)(h)に該当する場合であっても、名義人又はその代表者が、コロンビアにおいてその標章を継続的に使用しており、かつ、当該使用により、当該標章が付された商品等について識別力を獲得していた場合（secondary meaning or acquired distinctiveness）、例外適用が認められ、当該標章が登録される可能性がある（決議 486 号 135 後段、Ley No. 1455, 2011 4.1 条）。

なお、当該例外適用を受けるため、名義人は、暫定的拒絶通報への応答の際に、所定の証拠¹¹を提出する必要がある。

②相対的拒絶理由

国際登録が、次に掲げる相対的拒絶理由に該当するか否かについて審査される（決議 486 号 136）。

- ・ 標章が、同一の商品若しくは役務に関して、又は、その使用が混同若しくは連想を生じさせるおそれがある商品若しくは役務について、第三者によって先に出願された又は登録された標章と同一又は類似している場合（決議 486 号 136(a)）
- ・ その使用が、特定の状況下で、混同又は連想を生じさせるおそれがあり、保護されたトレードネーム、ラベル、又はビジネスサインと同一又は類似している場合（決議 486 号 136(b)）

¹¹ コロンビア国内に直接出願した場合と同様の要件（例えば、The Andean Justice Tribunal: case 388-IP-2015）が課される。

- ・その使用が、特定の状況下で、混同又は連想を生じさせるおそれのある出願された又は登録されたキャッチフレーズと同一又は類似している場合（決議 486 号 136(c)）
- ・出願人が、加盟国内外で保護された標章の商標権者の代表者若しくは販売者又は明示的に認可を得た者である場合であって、状況によって、その登録された標章が、混同又は連想を生じさせるおそれがあり、かつ、識別性を有する第三者の標章と同一又は類似している場合（決議 486 号 136(d)）
- ・出願人以外の者又は出願人以外の者として関連ある公共部門に特定されている者の名前、苗字、署名、肩書き、愛称、ペンネーム、肖像画、似顔絵、風刺画等であり、営利若しくは非営利の法人格を有する団体又は自然人の同一性（identity）若しくは名声に影響を与える標章からなる場合。ただし、その者の同意（その者が死亡しているときは相続人の同意）が証明されている場合を除く（決議 486 号 136(e)）。
- ・第三者の産業財産権又は著作権を侵害する標章からなる場合。ただし、同意書が得られている場合を除く（決議 486 号 136(f)）。
- ・先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前、あるいは、商品、役務又はその手続上の形態を識別するために用いられる、若しくは、それらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体又は記号からなる場合。ただし、出願がコミュニティ自体によって、又は明示の同意を得てなされた場合を除く（決議 486 号 136(g)）。
- ・標章が付される対象が商品か役務かにかかわらず、第三者が商標権者である著名で識別性のある標章の全て若しくは一部の複製、模倣、翻訳、字訳又は複写を構成し、当該標章の使用が、第三者又は第三者の商品あるいは役務との混同やそれらを連想させることを生じるおそれ、若しくは、標章の名声の悪用、若しくは独特の権限若しくは商業価値や宣伝価値の希釈を招くおそれがある場合（決議 486 号 136(h)）

前述の相対的拒絶理由の引例としては、コロンビア国内の登録された標章（コロンビアを領域指定して保護が認められた標章を含む）のみならず、他のアンデス共同体加盟国において登録が認められている標章についても、該当し得る（決議 486 号 147）。

なお、他のアンデス共同体加盟国において登録された標章が引例として用いられるためには、登録を求める標章について、登録を求める国にて、異議申立てがなさ

れていること等¹²の要件を満たす必要がある（決議 486 号 147）。

（3）暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）

暫定的拒絶通報には、コロンビアを領域指定した国際登録出願の全体に対して行われる全部拒絶と、コロンビアを領域指定した国際登録出願の一部（例えば、一部の指定商品又は指定役務）に対して行われる一部拒絶が存在する。

暫定的拒絶通報が指定商品等の一部に対してのみ行われた場合、名義人は、拒絶理由を解消するため、様式 MM6(E)（商品及び役務の一覧表の減縮に関する記録の申請）¹³を用い、指定商品等を修正する必要がある。

ただし、WIPO 国際事務局への様式 MM6(E)の提出のみでは、応答としては不十分であると判断される可能性がある。

そのため、名義人は、様式 MM6(E)を WIPO 国際事務局へ提出し、その後、暫定的拒絶通報への応答の際に、様式 MM6(E)を提出した旨及び当該修正を考慮する旨を審査官に主張する必要がある¹⁴。

なお、名義人が当該通報に応答しなかった場合であっても、コロンビア商工監督局（SIC）は、通常、当該通報の対象となる指定商品を除外するのみであり、拒絶理由に該当しない指定商品については、拒絶しない。

したがって、出願公告前の審査において、絶対的拒絶理由を根拠とする場合であれば、通報の対象以外の指定商品については、出願公告の対象となる¹⁵。

なお、暫定的拒絶通報（議定書共通規則 17）は、スペイン語で行われる。

¹² その他、異議申立人が正当な利害関係を有していることの証明等が求められる（決議 486 号 147）。

¹³ MM6(E): REQUEST FOR THE RECORDING OF A LIMITATION OF THE LIST OF GOODS AND SERVICES

https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/forms/docs/form_mm6-editable1.pdf（アクセス確認：2019年2月8日）

¹⁴ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

¹⁵ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

暫定的拒絶通報の例は、次のとおりである¹⁶。

	
PROTOCOLO DE MADRID	
COMUNICACIÓN DE DENEGACIÓN PROVISIONAL DE PROTECCIÓN BASADA EN UNA OPOSICIÓN	
<i>Conforme al artículo 5 del Protocolo de Madrid y la Regla 17.1 del Reglamento Común del Arreglo De Madrid relativo al Registro Internacional de Marcas y del Protocolo Concerniente a ese Arreglo.</i>	
I. Oficina que realiza la notificación: Colombia. Superintendencia de Industria y Comercio Carrera 13 No. 27 - 00, Pisos. 3, 4, 5, 6, 7 y 10 Horario de Atención al Público: lunes a viernes de 8:00 a.m. a 4:30 p.m. Commutador: [REDACTED] Contact center: [REDACTED]	・ SIC の名称、 連絡先情報
II. Número de registro internacional: [REDACTED]	・ 国際登録番号
[REDACTED]	・ 名義人情報
III. Denegación provisional basada en: Denegación provisional basada en oposición que afecta la (s) siguiente (s) clase (s): [REDACTED]	・ 暫定的拒絶通報の対象 となる区分
IV. Disposiciones fundamentales de la legislación aplicable: [REDACTED]	・ 該当する拒絶理由
V. Información de la marca en conflicto: [REDACTED]	・ 競合する商標の情報
<small>Superintendencia de Industria y Comercio Cra 13 No. 27 - 00 Pisos 3, 4, 5, 6, 7 y 10 Piso 170 462004 Call center: (57) 2020420 Línea gratuita nacional: 01800-900088 www.sic.gov.co Email: contactenos@sic.gov.co Bogotá D.C. Colombia</small>	<small>MINISTERIO INDUSTRIA Y TURISMO</small>

¹⁶ 名義人を特定可能な情報については、修正処理を行った。

• (続き)
競合する商標の情報

VI. **Plazo para solicitar la revisión de la denegación provisional:**

• 応答期限

VII. **Fecha de notificación de la denegación provisional:**

• 暫定的拒絶通報の通知日

VIII. **Autoridad ante la cual se solicita la revisión de la denegación provisional:**
Superintendencia de Industria y Comercio

IX. **Firma de la oficina que realiza la notificación:**

• 担当審査官の署名及び
役職

(4) 暫定的拒絶通報の期間

暫定的拒絶通報に対する名義人の応答期間は、通報の内容及び時期により異なる。以下に、一例を示す。

- ①出願公告前の審査において、絶対的拒絶理由を根拠とする暫定的拒絶通報が行われた場合（決議 486 号 144）

応答期間は、60 日（行政機関の休日を除く。以下、同様とする。）である（決議 486 号 144）。なお、当該応答期間は、WIPO 国際事務局が暫定的拒絶通報を名義人に対して行った日から起算される。

名義人は、当該応答期間について、期間の延長を求めることはできない。

- ②出願公告後、第三者により異議申立てがなされ、当該異議理由を根拠とする暫定的拒絶通報が行われた場合（決議 486 号 148）

応答期間は、30 日である（決議 486 号 148）。なお、当該応答期間は、WIPO 国際事務局が暫定的拒絶通報を名義人に対して行った日から起算される。

名義人は、当該応答期間について、期間の延長を求めることはできない。ただし、応答時の主張内容を裏付ける資料の提出については、申立て期間経過後、更に 30 日間、認められる（決議 486 号 146）。

- ③異議申立て又は異議申立て期間経過後、相対的拒絶理由¹⁷を根拠とする暫定的拒絶通報が行われた場合（決議 486 号 150）

応答（訴えの提起）期間は、10 日である（決議 486 号 150）。なお、当該応答期間は、コロンビア商工監督局（SIC）が WIPO 国際事務局に対して、拒絶の旨を通知した日から 1 か月経過後を基準として起算される。

名義人は、当該応答期間について、期間の延長を求めることはできない。

¹⁷ ただし、コロンビア商工監督局(SIC)の判断により、絶対的拒絶理由を根拠とする当該通報を行うことも可能であり、その場合であっても、同様の応答期間が適用される。

5. 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

(1) 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶通報への応答に際し、名義人は、コロンビア国民（自然人及び法人を含む。以下同様とする。）以外に該当することとなるため、コロンビア国内に現実かつ真正の商業上の住所又は居所（a real and effective commercial residence or presence）を有しない場合、現地代理人を選任し、手続を行わなければならない¹⁸。

なお、現地代理人を選任し、手続を行わない場合は、暫定的拒絶通報がなされ、また、異議申立ての理由ともなる¹⁹。

(2) 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人がコロンビア国内に現実かつ真正の商業上の住所又は居所を有しない限り、現地代理人を選任せずに行うことができる手続は、存在しない。

(3) 暫定的拒絶通報に対し直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

暫定的拒絶通報の応答期間（延長期間を含む）内に、名義人が暫定的拒絶通報に応答しない場合、コロンビアにおいて、当該国際登録は拒絶される。

なお、前述のとおり、暫定的拒絶通報が指定商品等の一部に対してのみ行われた場合、名義人が当該通報に応答しなかった場合であっても、コロンビア商工監督局（SIC）は、通常、当該通報の対象となる指定商品を除外するのみであり、拒絶理由に該当しない指定商品については、拒絶しない²⁰。

(4) その他、留意事項

コロンビアでは、第三者によるコロンビア商工監督局（SIC）への情報提供制度は、存在しない点に留意する。

6. 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

国際登録について絶対的拒絶理由が解消した場合、又は国際登録が絶対的拒絶理由に該当しない場合は、コロンビア商工監督局（SIC）により、当該国際登録は出

¹⁸ Madrid Protocol Manual in 2013 (SIC)

¹⁹ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

²⁰ 詳細は、本報告書「II.コロンビア 4.審査(3)暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明(使用言語)」を参照

願公告される（決議 486 号 145）。

出願公告後、30 日以内に第三者により異議申立てがなされる可能性がある（決議 486 号 148）。当該異議申立てがなされると、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を行う（決議 486 号 148）。

当該異議申立てがなされなかった場合は、コロンビア商工監督局（SIC）により、国際登録を対象とし、国内法に基づく出願と同様、相対的拒絶理由（決議 486 号 136）に該当するか否かについての審査が行われる。

国際登録が相対的拒絶理由に該当する場合は、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を行う。

国際登録が上記拒絶理由に該当しない場合、又は名義人の応答により当該拒絶理由が解消した場合、コロンビア商工監督局（SIC）は、当該国際登録について、商標権の設定登録を行う。

設定登録後、コロンビア商工監督局（SIC）は、当該国際登録について、登録公告を行う。その後、コロンビア商工監督局（SIC）は、WIPO 国際事務局に対し、保護認容の声明（議定書共通規則 18 の 3(1)(2)²¹）を送付する。

7. 登録

(1) 登録簿

商標権は、コロンビア商工監督局（SIC）に該当する標章が登録されることにより、認められる（決議 486 号 154）。

なお、商標権の存続期間は、付与がなされた日から起算して 10 年間であり、10 年ごとに更新することが可能である（決議 486 号 152、Resolution 50720, 2012²² section 6.2.2.）。

²¹ 議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく通知の発出については、マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド(平成 30 年版)(日本語仮訳)(日本国特許庁): パート B 第 II 章・国際手続 26.01、26.02 及び 26.06 参照

https://www.ipa.go.jp/system/trademark/madrid/kisoku/document/mpro_guide/part_b2.pdf (アクセス確認: 2019 年 2 月 27 日)

²² Resolution 50720, 2012:

<http://www.sic.gov.co/sites/default/files/normatividad/Res-50720.pdf> (アクセス確認: 2019 年 2 月 8 日)

(2) 登録証書の発行

商標権の設定登録後、登録証書は、コロンビア商工監督局（SIC）によって発行され、WIPO 国際事務局へ送付される。その後、WIPO 国際事務局は、商標権者に当該登録証書を転送する。

なお、登録証書は、オンラインにて、無料でダウンロードすることができる²³。

8. 登録後の注意事項

(1) 登録された標章の実際の使用

コロンビアにて登録を認められた標章は、登録後、商標権者等により実際に使用されることが求められる（決議 486 号 165）。

登録された標章の使用は、当該標章によって認識された商品の販売の規則性及び規模を表す商取引における請求書、会計書類又は監査証明書を用いて証明することができる（決議 486 号 167）。

なお、当該使用の証明は、不使用標章の取消請求がなされた旨が商標権者に通知された日から、60 日以内に行う必要がある。

9. 異議

(1) 異議申立人としての立場からの留意事項

コロンビア商工監督局（SIC）による絶対的拒絶理由に関する審査の終了後、商標権による保護が与えられる前に、利害関係人は、異議の申立てを行うことができる（決議 486 号 146）。

異議の申立てに際しては、以下の点に留意する。

① 申立人適格

当該申立ては、利害関係人のみ請求することができる（決議 486 号 146）。

²³ Marcas (SIC): <http://www.sic.gov.co/marcas> (アクセス確認: 2019 年 2 月 8 日)

* 「BUSCADORES」欄の「Base de Datos- SIPI」をクリックし、「INICIO」画面を表示させる。その後、画面右下の「Certificaciones e Información Tecnológica」の「Solicitar una certificación」をクリックする。

②異議理由

以下のいずれかに該当する場合は、異議理由が存在すると判断される（決議 486 号 146）。

- ・絶対的拒絶理由（決議 486 号 134 柱書、同 135(a)～(p) ²⁴に該当する。
- ・相対的拒絶理由（決議 486 号 136(a)～(h) ²⁵に該当する。

③時期

当該申立てについては、出願公告日から 30 日以内に行うことができる（決議 486 号 146）。

なお、当該申立て期間についての延長は認められない。ただし、異議申立ての主張を裏付ける資料の提出については、申立て期間経過後、更に 30 日間認められる（決議 486 号 146）。

④手続

当該申立ては、コロンビア商工監督局（SIC）に対して行う。申立手続は、スペイン語で行い、その主張を裏付ける資料を提出する必要がある。なお、所定の手数料（134US ドル ²⁶）の支払いが求められる。

また、異議申立てを行うためには、現地代理人が必要となる。

（2）名義人としての立場からの留意事項

異議の申立てがなされた場合、コロンビア商工監督局（SIC）は、名義人に対して、その旨を通知する（決議 486 号 148）。

名義人は、以下の点に留意する。

①時期

名義人は、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が行われた日から 30 日以内に、当該通報に対して応答する必要がある（決議 486 号 148）。

なお、名義人は、応答の内容を裏付ける資料を提出する場合、更に 30 日間、当該期間の延長を一度限り求めることができる（決議 486 号 148）。延長を求める場合、名義人は、現地代理人を選任し、所定の手数料（電子媒体：322US ドル、紙媒体：265US ドル ²⁷）を支払う必要がある。

²⁴ 詳細は、本報告書「Ⅱ.コロンビア 4.審査(2)① 絶対的拒絶理由」を参照

²⁵ 詳細は、本報告書「Ⅱ.コロンビア 4.審査(2)② 相対的拒絶理由」を参照

²⁶ 現地代理人から得た情報

²⁷ 現地代理人から得た情報

②手続

異議申立てに基づく暫定的拒絶通報に対する応答は、コロンビア商工監督局(SIC) に対して行う。応答手続は、スペイン語で行い、また、名義人は、当該応答を行うために現地代理人を選任する必要がある。

10. 無効手続等

(1) 無効手続

コロンビアにて登録を認められた標章について、利害関係人は、無効手続を請求することが可能である（決議 486 号 172）。

無効手続に際しては、以下の点に留意する。

①請求人適格

当該手続は、利害関係人のみ請求することができる（決議 486 号 172）。

②無効理由

以下のいずれかに該当する場合は、無効理由が存在すると判断される（決議 486 号 172）。

- ・絶対的拒絶理由（決議 486 号 134 柱書、同 135(a)～(p)）²⁸に該当する場合
- ・相対的拒絶理由（決議 486 号 136(a)～(h)）²⁹に該当する場合
- ・悪意（bad faith）によって登録がなされた場合

なお、コロンビア商工監督局（SIC）による無効の宣告までに無効理由が解消された場合、当該無効の宣告はなされない（決議 486 号 172）。

③時期

当該手続については、標章の登録後、原則、いつでも請求することができる（決議 486 号 172）。ただし、無効理由が、相対的拒絶理由（決議 486 号 136(a)～(h)）である場合又は悪意（bad faith）によって登録がなされたことを理由とする場合は、商標権の権利付与日から 5 年を経過した後は、無効手続を請求することはできない（決議 486 号 172）。

²⁸ 詳細は、本報告書「Ⅱ.コロンビア 4.審査(2)① 絶対的拒絶理由」を参照

²⁹ 詳細は、本報告書「Ⅱ.コロンビア 4.審査(2)② 相対的拒絶理由」を参照

④手続

当該手続は、コロンビア商工監督局（SIC）に対して行う。

⑤効果

当該手続にて無効と判断された場合は、無効が宣告され、登録は取り消される（決議 486 号 172）。

なお、無効理由が、当該登録がなされた商品又は役務の一部にのみ存在する場合は、該当する商品等に関してのみ無効が宣告され、取り消される（決議 486 号 172）。

⑥その他

当該無効手続については、利害関係人による請求がない場合であっても、コロンビア商工監督局（SIC）の職権により行うことができる（決議 486 号 172）。

（2）不使用標章の取消請求

コロンビアにて登録を認められた登録標章について、利害関係人は、その取消を請求することが可能である。

取消請求に際しては、以下の点に留意する。

①請求人適格

当該請求は、利害関係人のみ請求することができる（決議 486 号 165）。

②取消理由

当該標章が、商標権者等によって、当該取消請求前に継続して 3 年間使用されておらず、かつ、登録後 3 年が経過している場合は、取消理由が存在すると判断される（決議 486 号 165）。

ただし、当該不使用が、不可抗力又は不測の事態によるものであると商標権者により証明された場合には、当該標章は取消の対象とはされない（決議 486 号 165）。

③時期

当該請求は、登録後、3 年を経過した後に求めることができる（決議 486 号 165）。

④手続

当該手続は、コロンビア商工監督局（SIC）に対して行う。

⑤効果

当該手続にて取消と判断された場合、登録は取り消される（決議 486 号 165）。

1 1. 権利行使

(1) 権利の発生時期、条件

商標権は、該当する標章がコロンビア商工監督局（SIC）に登録されることで発生する（決議 486 号 154）。

商標権者は、権利者の同意を得ずに次の行為のいずれかを行う第三者に対して、訴訟を提起することができる（決議 486 号 155 柱書）。

- ・登録された標章の対象となる商品、若しくは登録された役務に関連した商品、若しくは容器、包装紙、包装、又はその他製品を贈呈するための手段に、当該標章あるいは同一又は類似した識別性を有する標章を使用、又は添付すること（決議 486 号 155(a)）。
- ・登録された標章の対象となる商品、若しくは登録された役務に関連した商品、若しくは容器、包装紙、包装、又はその他商品を贈呈するための手段に当該標章が付された、あるいは添付された後で、商業上の目的のために当該標章を取り外す、又は変更すること（決議 486 号 155(b)）。
- ・登録された標章を複製又は当該標章を含んだラベル、容器、包装紙、包装、その他の物を製造すること、及びこれらを市場に出す、又は仕入れること（決議 486 号 155(c)）。
- ・商品又は役務に関して登録された標章と同一の又は類似した標章を、商取引において使用し、その使用が商標権者との混同又は連想を招くおそれがある場合。なお、同一の標章が同一の商品又は役務に対して使用される場合は、混同の危険性があると推定される（決議 486 号 155(d)）。
- ・商品又は役務について、著名な登録標章と同一の又は類似した標章を、商取引において使用し、その使用が、当該標章の識別性、若しくは登録標章の市場又は宣伝価値の希釈により、又は、登録標章若しくは商標権者の名声の不当な利用により、商標権者に不当な経済上若しくは商業上の損害をもたらすおそれのある場合（決議 486 号 155(e)）。
- ・著名な登録標章と同一の又は類似した標章を公的に使用し、その使用が、非商業上の目的であっても、当該標章の識別性、若しくは当該標章の市場若しくは宣伝価値の希釈、又は、当該標章若しくは商標権者の名声の不当な利用を招くおそれ

のある場合（決議 486 号 155(f)）。

なお、前述の決議 486 号 155(e)及び(f)の規定の適用上、特に、以下の行為が、商取引における標章の第三者による使用とみなされる（決議 486 号 156 柱書）。

- ・商品又は役務を市場に出し、販売し、販売の申出を行い、又は標章を付して譲渡する行為（決議 486 号 156(a)）
- ・標章が付された商品を輸入、輸出、仕入又は出荷する行為（決議 486 号 156(b)）
- ・広告、刊行物、商取引に関する書類、又は、書面若しくは口頭での伝達において、標章を使用する行為。なお、伝達的手段は問わず、宣伝に関して該当するいずれの規定にも影響を与えることはないものとする（決議 486 号 156(c)）。

（2）侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

商標権者は、前述の決議 486 号 155 に該当する場合、コロンビア商工監督局 (SIC) に対して、以下の措置を一以上求めることができる（決議 486 号 241(a)柱書）。

- ・侵害を構成する行為の停止（決議 486 号 241(a)）
- ・損害や不利益に対する賠償（決議 486 号 241(b)）
- ・容器、パッケージ、ラベル、印刷物、広告、その他の物品、また、主に侵害行為に供された物や手段を含む侵害に起因する商品の商業上のルートからの撤退（決議 486 号 241(c)）
- ・決議 486 号 241(c)に記載の商品、物、手段の輸出入の禁止（決議 486 号 241(d)）
- ・決議 486 号 241(c)に記載の商品、物、手段の所有に関する賠償。この場合、資産価値は、損害及び不利益に対する賠償金の額に対して定められる（決議 486 号 241(e)）。
- ・決議 486 号 241(c)に記載の商品、物、手段の廃棄、又は、被告ないし被告人の組織の一時的又は永久的な閉鎖を含む、侵害が継続及び再発しないことを保証する必要な手段の採択（決議 486 号 241(f)）
- ・侵害者の費用負担による、全ての利害関係を有する当事者への侵害者に対して宣告された判決の公開及びその通知（決議 486 号 241(g)）

なお、違法な登録標章を付した商品の場合、その商品の商業ルートへの流通の阻止を目的とし、当該標章の削除又は除去が行われる。当該商品は、原則、再輸出を行うことができず、異なる通関手続きの対象ともならない（決議 486 号 241(a)）。

1 2. マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

(1) 国際登録による国内登録の代替

コロンビアを領域指定した国際登録出願の名義人は、コロンビア商工監督局(SIC)に対し、国際登録による国内登録の代替(replacement)(議定書4条の2)を求めることができる(Ley No. 1455, 2011 4条の2)。

当該請求は、スペイン語でなされる必要がある。

また、手続に際しては、現地代理人が必要となる。その他、所定の手数料(10USD³⁰⁾の支払いが求められる。

なお、議定書規則上の義務は存在しないが、当該代替の手続を行う際、名義人は、コロンビア商工監督局(SIC)に対して、代替の記録を行う旨、請求することが望ましい³¹。

(2) 国際登録の国内出願への変更

国際登録の従属性により国際登録簿に記録された商品又は役務が取り消された場合(セントラルアタック³²)、コロンビアを領域指定した国際登録出願の名義人は、コロンビア商工監督局(SIC)に対し、国際登録の国内出願への変更(transformation)(議定書9条の5)を求めることができる。

当該請求は、スペイン語でなされる必要がある。

また、手続に際しては、現地代理人が必要となる。その他、所定の手数料(43USD³³)の支払いが求められる。

なお、当該請求後に、コロンビア商工監督局(SIC)による再度の審査は行われない。

1 3. マドリッド協定議定書に関する宣言

(1) 手数料(個別手数料の宣言の有無)

コロンビアでは、個別手数料(individual fee)の支払を受けることを希望する旨の宣言(議定書8条(7)(a))がなされている。具体的には、名義人は、コロンビアに

³⁰ 現地代理人から得た情報

³¹ 現地代理人から得た情報に基づき、作成

³² マドリッド協定議定書の制度等に関する質問、国際登録の従属性(セントラルアタック)について(日本国特許庁):

https://www.ipj.go.jp/seido/s_shouhyou/madopro_qanda.htm#a3-1 (アクセス確認: 2019年2月8日)

³³ 現地代理人から得た情報

ついて領域指定又は事後指定を行う場合、1区分までは297スイスフラン、1区分を超えた場合は1区分ごとに148スイスフランの個別手数料の支払いが求められる。

また、更新時は、1区分までは162スイスフラン、1区分を超えた場合は1区分ごとに79スイスフランの個別手数料の支払いが求められる。

なお、個別手数料についての最新情報は、WIPO 国際事務局が提供する Individual Fees under the Madrid Protocol³⁴にて確認することができる。

(2) 暫定的拒絶通報期間 (18 か月) に関する宣言

コロンビアでは、暫定的拒絶通報の期間を18か月とする旨の宣言(議定書5条(2)(b))がなされ、また、当該宣言において、当該期間経過後においても異議申立ての結果に基づく暫定的拒絶通報が行われることがある旨が明示(議定書5条(2)(c))されている。

(3) 使用意思の宣言

コロンビアでは、標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報(議定書共通規則7(2))はなされていない。そのため、名義人は、出願時に標章の使用意思の宣言を行う必要はない。なお、コロンビアにおいて当該標章の保護が認められた場合には、登録された標章について、登録後、商標権者等による実際の使用が求められる(決議486号165)³⁵。

(4) ライセンスに関する宣言

コロンビアでは、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言(議定書共通規則20の2(6))がなされている。

なお、国内法に基づき、同国内においてライセンスの記録を行うことは可能である。

14. コロンビアの特徴的な制度

(1) Preliminary Injunctions 制度

コロンビアでは、商標権侵害を含む知的財産権侵害等の迅速な解決を図るため、

³⁴ WIPO Individual Fees under the Madrid Protocol
http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html (アクセス確認: 2019年2月8日)

³⁵ 詳細は、本報告書「II.コロンビア 8.登録後の注意事項(1)登録された標章の実際の使用」を参照

Preliminary Injunctions 制度（以下、PI 制度）が導入されている。

PI 制度により、商標権を侵害された又は侵害されるおそれのある商標権者は、司法権限を有するコロンビア商工監督局（SIC）に対して、通常の訴訟と比べより少ない手続にて、差止請求の仮処分³⁶を含む救済を求めることができる。

³⁶ General Procedure Code 589 条

1.5. コロンビア商工監督局 (SIC) のウェブサイト等から入手可能な情報

(1) コロンビア標章検索システム

参照アドレス：<http://www.sic.gov.co/marcas>³⁷

検索手順：

— 検索手順 1

コロンビア商工監督局 (SIC) の「Marcas (標章)」のページを開き、左中央にある「BUSCADORES (検索者)」欄の「EN COLOMBIA? (コロンビアでは?)」、「Base de datos (SIPI) (データベース(SIPI))」欄をクリックする。

INICIO | INTERNATIONAL COMMUNITY | HORA LEGAL | EMPLEOS | DENUNCIAS POR CORRUPCIÓN | ATENCIÓN AL CIUDADANO | AYUDA | GLOSARIOS | MAPA DEL SITIO | CERTIFICACIÓN DE CALIDAD

Industria y Comercio
SUPERINTENDENCIA

El progreso es de todos
Mincomercio

Propiedad Industrial | Protección del consumidor | Protección de la competencia | Asuntos Jurisdiccionales | Protección de datos personales | Reglamentos Técnicos y Metrología Legal | Cámaras de comercio | Nuestra Entidad | Normativa

INICIO • PROPIEDAD INDUSTRIAL

Marcas

INFORMACIÓN BÁSICA

¿CÓMO REGISTRAR EN COLOMBIA?

- Pasos para solicitar el registro
- Antes de solicitar
- Durante el trámite
- Después de la concesión
- Instructivo para el examen de registrabilidad de marca
- Examen Acelerado de Requisitos de Forma

¿CÓMO REGISTRAR EN OTROS PAÍSES?

- Antes del registro
- Durante el registro
- Después del registro
- Manual de Protocolo de Madrid

BUSCADORES

EN COLOMBIA?

- **Base de datos (SIPI)**
- Gaceta de Propiedad Industrial: anteriores a la 695 | Desde la 695 hasta la 765 | A partir 766 SIPI

EN EL MUNDO

- Base Mundial de Datos sobre Marcas
- Madrid Monitor
- TMview

CLASIFICADORES Y ARMONIZADORES

- Clasificación Internacional de NIZA
- MSG Gestor de productos y servicios
- Alianza del pacífico
- TM CLASS
- TMS

SIPI
OFICINA VIRTUAL DE PROPIEDAD INDUSTRIAL

USTED PODRÁ SOLICITAR:

- El registro de una marca
- Registro Internacional
- Antecedentes marcartos
- Consultar el estado de su solicitud

COMIENCE AQUÍ

DOCUMENTACIÓN

- Tasas
- Formatos
- Normatividad
- Preguntas frecuentes
- Estadísticas PI
- Boletín Tecnológico
- Publicaciones PI
- Boletín Ruta PI
- Videos
- Bases de datos
- Gaceta oficial 2019

³⁷ アクセス確認: 2019年2月8日

一 検索手順 2

「INICIO (はじめに)」のページが表示される。ここで、右上部のユニオンフラッグ (英国の国旗) のアイコンをクリックすると、スペイン語表記を、英語表記に切り替えることができる。

Industria y Comercio
SUPERINTENDENCIA

El progreso es de todos
Mincomercio

INICIO

Si tiene una cuenta creada:
[Ingrese aquí](#)

Si no tiene una cuenta:
[Cree su cuenta aquí](#) Es fácil y usted puede hacerlo ahora

Patentes, PCT, Modelos y Trazados

- > [Buscar](#)
- > [Solicitar *](#)
 - > [Una Patente, Modelo o Esquema de Trazado de Circuitos Integrados](#)
 - > [Una Patente PCT Fase Nacional](#)
 - > [Una Patente PCT Fase Internacional](#)
- > [Afectaciones *](#)

Signos Distintivos

- > [Buscar](#)
- > [Solicitar *](#)
 - > [Un Signo Distintivo](#)
 - > [Un Registro Internacional](#)
- > [Actuaciones posteriores *](#)
- > [Ver traspasos](#)

Diseños Industriales

- > [Buscar](#)
- > [Solicitar *](#)
- > [Afectaciones *](#)

Mi portafolio de solicitudes

- > [Buscar mis solicitudes *](#)
- > [Mi bandeja de entrada *](#)

Consultas

- > [Ver Gaceta de la Propiedad Industrial](#)
- > [Ver Resoluciones](#)
- > [Ver Oficios](#)

Certificaciones e Información Tecnológica

- > [Solicitar una certificación *](#)
- > [Solicitar una búsqueda tecnológica *](#)

* Sólo para usuarios registrados

英語表記に切り替えた後、「DO it now」ページの中央に表示される「Trade Marks」欄の「Search」ボタンをクリックする。

Industria y Comercio
SUPERINTENDENCIA

El progreso es de todos Mincomercio

Do it now

Already have an existing logon?
[Login](#)

New to SIC?
[Becoming a registered user](#) is easy and you can do it now.

Patents

- ▷ [Search](#)
- ▷ [Apply * for a:](#)
 - ▷ [complete](#)
 - ▷ [PCT national phase entry](#)
 - ▷ [PCT Receiving Office](#)
- ▷ [Affectations *](#)

Trade Marks

- ▷ [Search](#)
- ▷ [Apply * for:](#)
 - ▷ [a trade mark](#)
 - ▷ [an international registration](#)
- ▷ [Maintain *](#)
- ▷ [View Assignments](#)

Designs

- ▷ [Search](#)
- ▷ [Apply *](#)
- ▷ [Affectations *](#)

My Application Portfolio

- ▷ [Search for your applications *](#)
- ▷ [My inbox *](#)

Journal and Decisions

- ▷ [View Published Information \(Journal\)](#)
- ▷ [View Resolutions](#)
- ▷ [View Oficios](#)

Certified documents

- ▷ [Request Certification *](#)
- ▷ [Request Search *](#)

* You will be required to logon

一 検索手順 3

「Keyword / Application Number (キーワード / 出願番号)」による検索を可能な入力フォームが、表示される。

ここでは、より詳細な検索条件の設定が可能な「Advanced Search (上級者用検索)」をクリックし、入力フォームを切り替える。

Industria y Comercio
SUPERINTENDENCIA

El progreso es de todos Mincomercio

HOME > Search Trade Mark case(s)

Enter your keyword or application number to perform a simple search.
For a more advanced search select the link below and more criteria will be made available.

Search Criteria

Keyword / Application Number

Search - Clear **Advanced Search**

Cra 13 No. 27-00 pisos 1, 3, 4, 5, 6, 7 y 10 PBX: (571)5870000 · Call center: (571)5920400 Línea gratuita nacional 01800-910165
www.sic.gov.co · e-mail: contactenos@sic.gov.co · Bogotá D.C. - Colombia.

Política de privacidad | Política editorial | Créditos | Webmaster: contactenos@sic.gov.co · Todos los derechos reservados 2008 - 2019

一 検索手順 4

「Advanced Search」の各入力フォームにて、検索条件の設定を行う。

ここでは、例として以下の条件にて検索を行う。

- Keyword / Application Number (キーワード / 出願番号) :
coffee (コーヒー)
- Sign type (標章の種類) : Trade Mark (商標)

検索条件を設定後、左下の「Search」ボタンをクリックする。

Industria y Comercio
SUPERINTENDENCIA

HOME > Search Trade Mark case(s)

Enter your keyword or application number to perform a simple search.
For a more advanced search select the link below and more criteria will be made available.

Search Criteria

Keyword / Application Number: coffee

You can use wildcards * and ? to broaden your search.
You can use combinations of AND, OR, NOT, brackets and quotation marks to create more advanced search queries.
Please see our [guide to online searching of the trade mark register](#) for further information.
To search for image content you will need to use [Vienna Classification Descriptors](#).

Application Number:

Registration Number:

Denomination:

Application Type: Sign type:

Nature: Application Status:

Specification(s) of Goods/Services (Free Text): Nice Classification Schedule:

Applicant/Owner: Client Reference:

Filed/Designation Date: from to Publication Date:

Registered/Protected on: from to Renewal Due Date: from to

Priority Number: Priority Date: from to

Priority Country: With/Without Opposition:

International Registration Number: International Representative:

Acceptance Date: from to Good and Services Class(es):

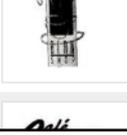
Application Contact: Agent/Local Representative:

Vienna Classification Code(s): Resolution Number:

[Simple Search](#)

検索条件（ここでは、「coffee（コーヒー）」かつ、「Trade Mark（商標）」）に該当する標章が、ヒット件数（547件）とともに「Search」ボタンの下に表示される。

画面左の「Application No.（出願番号）」欄に表示される各出願番号をクリックすると、該当する案件の詳細情報を閲覧することができる。

547 Trade Mark(s)								
Application No.	Certificate No.	Denomination	Picture	Expiry Date	Application Status	Owner	Class(es)	Journal Number
00033871		BOMBOLITO COFFEE DE REY			Denied	PATRICIO TORRES PRIMERO	30	493
00040049	253980	CUP OF COFFEE		08 Oct 2012	Expired	LILIANA GARCIA SALAZAR	42	493
00061518	237806	ALEN COFFEE		05 Jun 2011	Expired	JOSÉ RAMIRO TOBÓN OSORIO	9	496
00077673		COFFEE DE REY			Denied	PATRICIO TORRES PRIMERO	30	498
00080888	237846	THE COFFEE PLANET		20 Jun 2011	Expired	C.I. CAFE KUNA S.A.	42	498
00097323	251999	MR. COFFEE		12 Aug 2012	Expired	SUNBEAM PRODUCTS, INC.	11	501
00097324	245642	MR. COFFEE		27 Sep 2011	Expired	SUNBEAM PRODUCTS, INC.	16	501
00097878	248518	COFFEE BEAN SHOP		07 Mar 2012	Expired	COFFEE BEAN SHOP LTDA.	30	506

主な表示項目

- Application Data (出願データ)
 - IP Number (IP 番号)
 - Filed / Designation Date (出願 / 領域指定の日)
 - Publication Date (公開日)
- Contact (連絡先)
 - Agent (代理人)
 - Applicant (出願人)
 - Owner (権利者)

Bibliographical Data							
History							
Documents							
Application Data							
Status	Denied			Submission Date	11 May 2000		
IP Number	00033871			Filed/Designation Date	11 May 2000		
Application Type	National Trade Mark			Acceptance Date	02 Jun 2000		
Journal Number	493			Publication Date	27/06/2000		
Contact							
Agent	Id		Customer Wipo Number	First Name		Last Name	
	205990			SERGIO ROLANDO		CABRERA MANRIQUEZ	
Show / Hide colu							
Applicant	Id		Customer Wipo Number	First Name	Last Name	Address(es)	
	6560172			PATRICIO	TORRES PRIMERO	Physical : CARRERA 4 NO. 12-85 LA PAILA, ZARZAL VALLE DEL CAUCA (CO)	
Show / Hide colu							
Owner	Id		Customer Wipo Number	First Name	Last Name	Address(es)	
	6560172			PATRICIO	TORRES PRIMERO	Physical : CARRERA 4 NO. 12-85 LA PAILA, ZARZAL VALLE DEL CAUCA (CO)	
Show / Hide colu							
Application Contact	Id		Name		Address	Town	Post Code
	205990		SERGIO ROLANDO CABRERA MANRIQUEZ		AVENIDA 5N No. 25N-48	CALI	CO
Physical							
Class							
Goods & Services Specification	Class		Goods and Services Description				
	30		HARINAS Y PREPARACIONES HECHAS CON CEREALES, PAN, BIZCOCHOS, TORTAS, PASTELERIA, TODA CLASE DE CONFITERIA EN GENERAL, HE- LADOS Y COMESTIBLES.				
Nice Classification Schedule	7						
Mark Information							
Mark Type	Trade Mark						
Nature	Combined						
Mark Name	BOMBOLITO COFFEE DE REY						
Color Claims	Yes No						
Picture							
Declarations	<input type="checkbox"/> Declaro bajo la gravedad de juramento que cumplo con los requisitos previstos por la Ley 905 de 2004 para ser considerado microempresario. Cualquier información declarada en este documento que no corresponda con la realidad será considerada como falsa, acorde con las leyes penales vigentes en Colombia, descritas en el Título IX, Capítulo 3, de la Ley 599 de 2000. _EN						
	<input type="checkbox"/> En virtud del numeral 4 del artículo 91 del Código de Procedimiento Administrativo y de lo Contencioso Administrativo (Ley 1437 de 2011), solicito la concesión del registro del signo distintivo solicitado en un plazo no mayor a seis (6) meses, contados desde la fecha de presentación de esta solicitud, condicionando su ejecutoriedad a que no se presenten solicitudes de registro de signos distintivos que reivindiquen prioridad de conformidad con el artículo 4 del Convenio de París y el artículo 9 de la Decisión 486 de 2000 de la Comisión de la Comunidad Andina, si el registro de este signo afectara indebidamente el de aquellos. Por cuanto acepto que de presentarse la circunstancia de reivindicación de prioridad arriba indicada se habrá cumplido la condición resolutoria y la Superintendencia deberá declarar la pérdida de fuerza ejecutoria o decaimiento del acto administrativo de concesión del registro. _EN						
<input type="checkbox"/> Preferential Rights							

(2) コロンビアにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

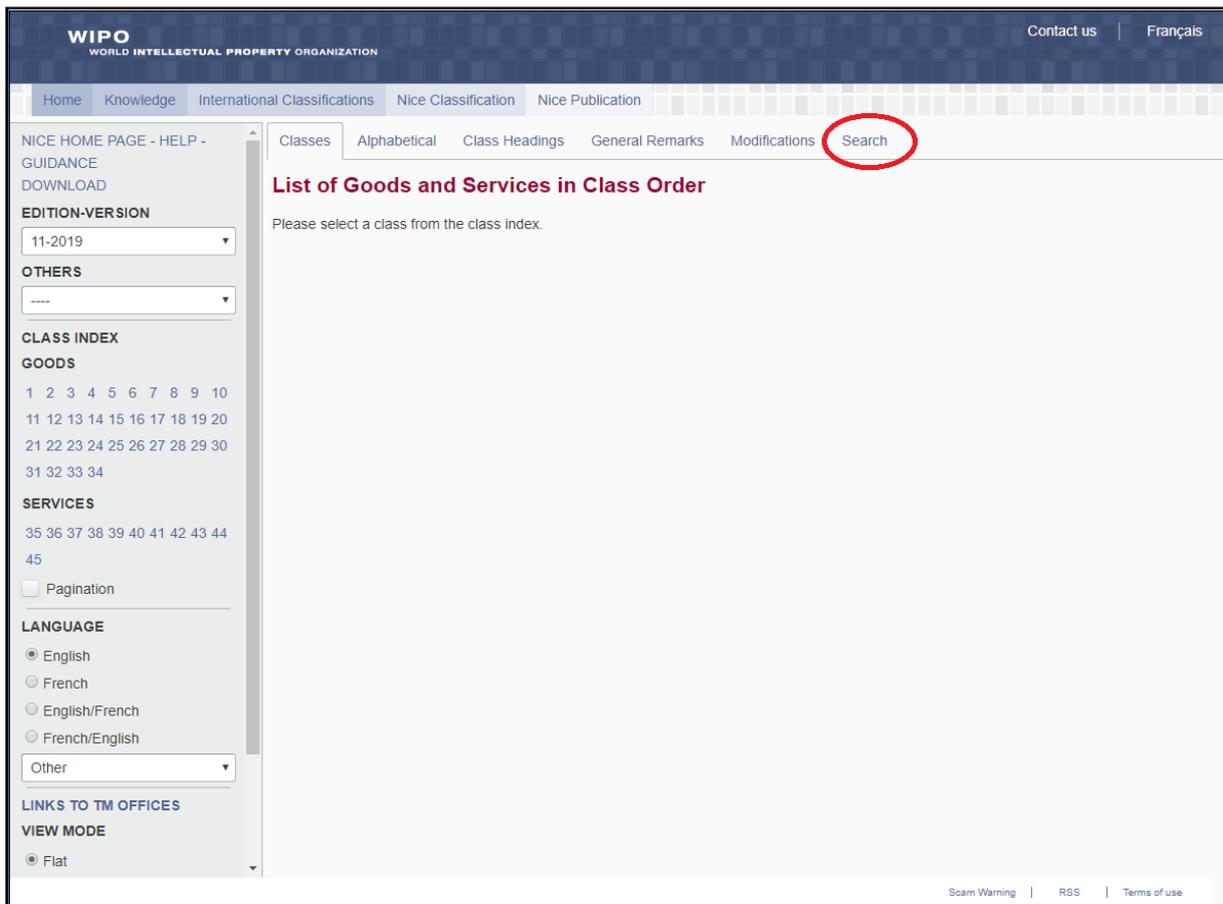
参照アドレス：<https://www.wipo.int/classifications/nice/nclpub/en/fr/>³⁸

前述のとおり、コロンビア商工監督局（SIC）では、現行のニース国際分類が適用され³⁹、実務においてもニース国際分類が利用されている。なお、コロンビア特有のウェブサイトは、現時点においては存在しない⁴⁰。そのため、ここでは、WIPO 国際事務局が提供するサイトを用いて、コロンビアにおいて有効な指定商品等を確認する手順を紹介する。

確認手順：

— 確認手順 1

WIPO 国際事務局の上記「Nice Publication」のページを開き、右上部にある「Search」ボタンをクリックする。



³⁸ アクセス確認: 2019年2月8日

³⁹ 詳細は、本報告書「Ⅱ.コロンビア 3.出願時の留意点(方式要件等)(4)分類」を参照

⁴⁰ 2019年2月8日時点

一 確認手順 2

本画面にて、検索条件の設定を行う。

ここでは例として、以下の条件にて検索を行う。

- ・ Basic No. or search terms (類番号又は検索用語) :
coffee (コーヒー)

検索条件を入力し、「Search」ボタンをクリックする。

The screenshot shows the WIPO NICE Classification search interface. The search term "coffee" is entered in the "Basic No. or search terms" field. The "Search" button is highlighted with a red circle. A red arrow points from the search term field to the "Search" button. The interface includes a sidebar with navigation links and a main area with search options and a class selection grid.

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

Contact us | Français

Home | Knowledge | International Classifications | Nice Classification | Nice Publication

Classes | Alphabetical | Class Headings | General Remarks | Modifications | Search

Basic No. or search terms: coffee Include information files

Operator: OR AND

Exact search:

Select Classes: [GOODS](#) [SERVICES](#) [All](#) [None](#)

<input checked="" type="checkbox"/>	1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	<input checked="" type="checkbox"/>	3	<input checked="" type="checkbox"/>	4	<input checked="" type="checkbox"/>	5	<input checked="" type="checkbox"/>	6	<input checked="" type="checkbox"/>	7	<input checked="" type="checkbox"/>	8	<input checked="" type="checkbox"/>	9	<input checked="" type="checkbox"/>	10
<input checked="" type="checkbox"/>	11	<input checked="" type="checkbox"/>	12	<input checked="" type="checkbox"/>	13	<input checked="" type="checkbox"/>	14	<input checked="" type="checkbox"/>	15	<input checked="" type="checkbox"/>	16	<input checked="" type="checkbox"/>	17	<input checked="" type="checkbox"/>	18	<input checked="" type="checkbox"/>	19	<input checked="" type="checkbox"/>	20
<input checked="" type="checkbox"/>	21	<input checked="" type="checkbox"/>	22	<input checked="" type="checkbox"/>	23	<input checked="" type="checkbox"/>	24	<input checked="" type="checkbox"/>	25	<input checked="" type="checkbox"/>	26	<input checked="" type="checkbox"/>	27	<input checked="" type="checkbox"/>	28	<input checked="" type="checkbox"/>	29	<input checked="" type="checkbox"/>	30
<input checked="" type="checkbox"/>	31	<input checked="" type="checkbox"/>	32	<input checked="" type="checkbox"/>	33	<input checked="" type="checkbox"/>	34	<input checked="" type="checkbox"/>	35	<input checked="" type="checkbox"/>	36	<input checked="" type="checkbox"/>	37	<input checked="" type="checkbox"/>	38	<input checked="" type="checkbox"/>	39	<input checked="" type="checkbox"/>	40
<input checked="" type="checkbox"/>	41	<input checked="" type="checkbox"/>	42	<input checked="" type="checkbox"/>	43	<input checked="" type="checkbox"/>	44	<input checked="" type="checkbox"/>	45										

Pagination

LANGUAGE
 English
 French
 English/French
 French/English
Other

LINKS TO TM OFFICES

VIEW MODE
 Flat

SHOW
 Explanatory Notes Basic No.

NCLPUB version: 3.2.9
Last modified: 2018.12.19

Scam Warning | RSS | Terms of use

検索条件（ここでは、「Basic No. or search terms」欄が、「coffee」）に該当する商品又は役務の分類が緑色にてマークされ、表示される。

The screenshot displays the WIPO NICE Classification website interface. The top navigation bar includes 'Home', 'Knowledge', 'International Classifications', 'Nice Classification', and 'Nice Publication'. The main content area is titled 'Class 30' and provides a detailed description of the class, including an 'Explanatory Note' and a list of included and excluded items. The search results are highlighted in green.

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

Contact us | Français

Home | Knowledge | International Classifications | Nice Classification | Nice Publication

Classes | Alphabetical | Class Headings | General Remarks | Modifications | Search

Class 30
☞ ☞ ☞ **Class 30**
☞☞☞ tea, cocoa and artificial **☞☞☞** rice, pasta and noodles; tapioca and sago; flour and preparations made from cereals; bread, pastries and confectionery; chocolate; ice cream, sorbets and other edible ices; sugar, honey, treacle; yeast, baking-powder; salt, seasonings, spices, preserved herbs; vinegar, sauces and other condiments; ice (frozen water).

Explanatory Note
Class 30 includes mainly foodstuffs of plant origin, except fruits and vegetables, prepared or preserved for consumption, as well as auxiliaries intended for the improvement of the flavour of food.

This Class includes, in particular:

- beverages with **☞☞☞** cocoa, chocolate or tea base;
- cereals prepared for human consumption, for example, oat flakes, corn chips, husked barley, bulgur, muesli;
- pizza, pies, sandwiches;
- chocolate-coated nuts;
- flavourings, other than essential oils, for beverages.

This Class does not include, in particular:

- salt for industrial purposes (Cl. 1);
- food flavourings being essential oils (Cl. 3);
- medicinal teas and dietetic food and substances adapted for medical use (Cl. 5);
- baby food (Cl. 5);
- dietary supplements (Cl. 5);
- yeast for pharmaceutical purposes (Cl. 5), yeast for animal consumption (Cl. 31);
- milk beverages flavoured with **☞☞☞** cocoa, chocolate or tea (Cl. 29);
- soups, bouillon (Cl. 29);
- raw cereals (Cl. 31);
- fresh herbs (Cl. 31);
- foodstuffs for animals (Cl. 31).

☞ 300010 **☞☞☞** flavourings / **☞☞☞** flavorings

☞ 300026 **☞☞☞**

☞ 300027 ☞☞☞ unroasted **☞☞☞**

☞ 300152 artificial **☞☞☞**

☞ 300036 chicory [**☞☞☞** substitute]

☞ 300149 **☞☞☞**-based beverages

☞ 300084 **☞☞☞** beverages with milk

☞ 300028 vegetal preparations for use as **☞☞☞** substitutes

NCLPUB version: 3.2.0
Last modified: 2018.12.19

Scam Warning | RSS | Terms of use

以上